

凡例

- 1 事業年度は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までである。
- 2 本年報のうち、各業務部門の業績については、原則として平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日を対象期間として記述した。
- 3 本年報においては、以下の略称を用いている。
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律：価格調整法
野菜生産出荷安定法：野菜法
畜産物の価格安定に関する法律：畜安法
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法：特別措置法
肉用子牛生産安定等特別措置法：特別措置法
農畜産業振興事業団法：事業団法
独立行政法人農畜産業振興機構法：機構法
- 4 表中の数値は、四捨五入のため内訳と計は一致しない場合がある。
- 5 採用した数値には、一部概数が含まれている。
- 6 「指定乳製品」とは、バター、脱脂粉乳、全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳をいい、「指定乳製品等」とは、指定乳製品及び関税定率法別表第 04・02 項に掲げるもの（第 0402・91 号又は第 0402・99 号の一の（一）に掲げるものを除く。）、第 0403・09 号の一に掲げるもの（バターミルクパウダーその他固形状のものに限る。）、第 0404・10 号の一に掲げるもの並びに第 04・05 項に掲げるもののうち指定乳製品以外のものをいい、「指定食肉」とは、豚肉及び牛肉をいう。